

令和6年度第2回生駒市介護保険運営協議会
会議録

開催日時	令和7年2月4日（火） 午後2時～午後3時40分
開催場所	生駒市コミュニティセンター 603会議室
出席者 （委員）	川井委員、高取委員、萩原委員、辻村委員、林委員、井上委員、森永委員、 藤尾委員、日野委員、辻中委員、竹田委員、奥本委員、中島委員
欠席者	1名欠席／14名
事務局	田中特命監 福祉部：後藤部長、田中次長 介護保険課：山本課長、殿水課長補佐、窪田係長、坂本 地域包括ケア推進課：知浦課長、秋永課長補佐、田村係長 福祉政策課：上野課長、上野課長補佐、吉田係長
案件	（1） 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の進捗状況について （2） 第9期介護保険事業計画の変更について （3） 地域包括支援センターについて ① 介護予防支援業務の再委託先事業所について ② 介護保険法施行規則等の一部改正に伴う本市条例の一部改正について ③ 令和6年度運営状況について （4） 重層的支援体制整備事業実施計画の策定について
資料	・ 令和6年度第2回生駒市介護保険運営協議会 会議次第 ・ 資料1「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の進捗状況について」 ・ 資料2「第9期介護保険事業計画の変更案について」 ・ 資料3「介護予防支援及び第一号介護予防支援事業の再委託先一覧表（新規追加分）」 ・ 資料4「地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について」 ・ 資料5「地域包括支援センターの令和6年度運営状況について」 ・ 資料6「重層的支援体制整備事業実施計画（案）」

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 等 内 容
事務局 会長 会長	1. 開会 2. 会議の公開・非公開について 本日の会議案件には法人・個人情報を含まないことから、公開とすることを確認 → <u>異議なし</u> 傍聴者が2名いることを報告 → <u>傍聴者の入室</u> 3. 審査等事項 (1) 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の進捗状況について （介護保険課・地域包括ケア推進課から報告） ご意見、ご質問はないか。 （質疑なし） 本件は報告として聞きおくこととする。
	(2) 第9期介護保険事業計画の変更について （介護保険課から説明） 本件諮問事項についてご質問等はないか。 グループホームにおいては看護師の配置は必要ないが、口から食べられない利用者も増えており、対応できないことも多くなっている。 口から食べられない高齢者に対して栄養点滴、胃ろうといった措置を行おうと思えば、医療は切り離すことができない。高齢者が最期まで在宅で生活したいという願いを叶えるならば、医療は外せないサービスであると思う。
	委員 個人的には、今回の定期巡回・随時対応型訪問介護看護（定巡）の新たな整備には賛成したい。要介護5で認知症を患っている利用者が定巡のサービスを受けて在宅で最期まですごせたという実例を聞いて、すばらしいサービスであると感じた。他方、緊急対応や定期的な巡回など、遠距離の場合はヘルパーが対応できず、車で30分以内のところしか対応できないということを聞き及んでいたことから、今は南部、北部の2か所の立地だがそれが増えれば在宅で暮らすことが可能となり、市としても安心・安全面で向上すると思う。ただ、如何せん本市における定巡の知名度が低く、利用に結び付いていない。他市におけるこのサービスの利用は多いとも聞いており、介護者家族の会のやすらぎ通信にも掲載しているが、我がごとと捉えられない限りはなかなか目に留まらないようだ。

委員	難病を抱える利用者も多くなっており量的な整備も必要だが、重度の患者の対応ができる事業所は多くないようである（ため、質の確保も必要である）。 他方、人材が集まるかどうかについて懸念している。今回の定巡の整備によって訪問介護や看護の負担が減るとのことだが、介護業界は常に人材が不足しており、現在でも十分に対応できていない。したがって、新たなサービスを展開するほか、市全体で介護人材を確保するよう引き続き努めてほしい。
委員	県の介護求人倍率は全国ワースト2位だが、介護職員（ヘルパー）に限ると倍率は1.5～1.6倍となる。担当するスタッフも通勤に2、3時間もかかるようでは難しく、概ね30～40分で出勤できる方に限定される。 なお、全国的な傾向として、定巡は要介護1・2の方の利用が多くなっている。法の趣旨としては要介護3～5の方の利用を想定していることから、このギャップをどう考えるか。アンケート結果でも、あった方がいいという意見が多いが、それだけで突っ走ってしまうと落とし穴にはまりかねないので、新たに実施するならばきちんと詰めてから実施することが肝要かと思う。
会長	私の認識として、定巡は要介護3～5の施設待機者に利用してもらうためのサービスであることが一般的であるのと、独居や夜間見守りがあれば在宅での生活が可能な高齢者が増え、家族が24時間眠ることなく排せつ対応等の必要なニーズに对应していけるかどうかといったときに、定巡を利用することでそのニーズに对应していければというのが法の趣旨として含まれていたはずであり、施設に入らなくても見守りがあれば在宅でも対応できるようにということをも含めて対応できればより良いと思う。
委員	人材確保、運営主体について危惧もあるが、利用者・高齢者としては、こういった仕組みがあることはありがたい。
会長	本件については、事務局案のとおり「承認する」ことでよろしいか。
各委員	（承認）
事務局	なお、事務局において改めて精査し、誤字脱字等を含め修正させていただいたうえで、パブリックコメントの実施前には各委員に修正したものを送付させていただく。
事務局	(3) 地域包括支援センターについて ① 介護予防支援業務の再委託先事業所について （介護保険課から報告）
会長	本件諮問事項についてご質問等はないか。
委員	再委託先を市外とする場合の基準は。

事務局	他市のサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム利用の場合、利用者本人が遠隔地に居住している場合等を基準としている。
会長	本件については、事務局案のとおり「承認する」ことでよろしいか。
各委員	(承認)
事務局	② 介護保険法施行規則等の一部改正に伴う本市条例の一部改正について (地域包括ケア推進課から説明)
会長	本件諮問事項についてご質問等はないか。
委員	今回人材の配置を柔軟にすることだが、介護人材の不足というそもそもの問題が解決していないなか、国は規則の改正で何とか対応しようとしている。3職種がそろっていなくても地域包括支援センターとして暫定的に認められることになるのか。配置の基準を緩めてしまうと人材の不足に拍車をかけるのではないか。
事務局	市内の地域包括支援センターは7か所とも大変ご尽力いただいている。今回、国が想定しているのは中山間部やへき地といった専門職がいない地域においても地域包括支援センターが柔軟に運営できるようにするための対応と聞いている。本市の地域包括支援センターにも頑張ってもらっており、現時点において来年度から本市として基準を緩めるといったことは考えていないが、全国一律のルールとして必要な場合に対応できるよう整備しておくものである。
委員	全国的に、現行の制度としては、地域包括支援センターの人員に欠員が出たとしても認められることになるのか。
事務局	職員の病休や産休等により一時的に欠員が生ずることもあり得るため、欠員が出ても直ちに地域包括支援センターとして認められなくなるものではない。ただし、補充のための計画の提出を求めたり、欠員が生じた月数に応じ委託料の減額をすることとなる。
	他方、本市としては、地域包括支援センターの受託法人との間で委託契約を締結しており、契約項目として3職種が揃っていることを要件としているため、欠員が生じることは考えにくい。
	中山間部の自治体など、地域包括支援センターを自治体の直営で運営しているならば柔軟に人員を配置しやすいものの、本市は委託契約を締結したうえで運営いただいていることから、現実的には人員の配置を柔軟に行うことは難しい。
委員	なし崩し的に進むといい加減なものになってしまうことを危惧する。 条例案では生駒市介護保険運営協議会（運協）が認めた場合と制約が付されており、やむを得ない場合は運協に認めてもらうための手続きがいるということによいか。そうすると、年に2回の運協の開催だけではなかなか

委員	か認められる機会が少ないことから、その場合の対応等についても示しておいてもらう必要があるのではないかと。
事務局	現時点においては、市内の各地域包括支援センターにはそれぞれ5人が配置されており、3職種の配置もカバーできている。
委員	今回、条例については改正するが、改正内容を適用する必要がある場合には、条例に基づき本協議会にお諮りする。また、手続き面等についても、地域包括支援センターのことについては本協議会に諮ることが条例で規定されているので、今後、必要に応じて本協議会で協議いただく。
事務局	条例案の第3条について、従前は「生駒市介護保険運営協議会」と規定されていたところ、改正後は「協議会」となっているが、これはなぜか。
会長 各委員	改正後の第2条第2項で「『生駒市介護保険運営協議会』を以下『協議会』とする」略称規定を設けたためである。
	本件については、事務局案のとおり「承認する」ことでよろしいか。 (承認)
事務局	③ 令和6年度運営状況について
会長	(地域包括ケア推進課から報告)
	ご意見、ご質問はないか。
会長	(質疑なし)
	本件は報告として聞きおくこととする。
事務局	(4) 重層的支援体制整備事業実施計画の策定について
会長	(福祉政策課から報告)
	ご意見、ご質問はないか。
会長	(質疑なし)
	本件は報告として聞きおくこととする。
	なお、本日以降の委員意見等については、2月28日までに福祉政策課まで用紙を送付願いたい。
会長	以上で、「3 審査等事項」は全て終了したが、諮問事項である、「(2) 第9期介護保険事業計画の変更について」と(3)の「①介護予防支援業務の再委託先事業所について」「②介護保険法施行規則等の一部改正に伴う本市条例の一部改正について」の答申は、当協議会を代表して会長の私が事務局と相談のうえ市長に提出させていただくので、ご了承いただきたい。 4 その他 ・デイサービスセンター幸楽・寿楽の廃止について（報告）

事務局	両施設については、民間サービスが十分に図られている現状や施設の老朽化等を勘案し、事業所の指定管理期間が満了する令和8年3月で閉鎖することを検討しており、そのための条例案を令和7年3月議会に上程する予定である。
委員	両施設ともこれまで安定的ですばらしいサービスを展開してきていただいただけに驚いた。市内で他にも閉鎖予定の施設はあるのか。
事務局	現時点ではない。
	両施設とも平成11年に市から市内の法人（幸楽：生駒市社協、寿楽：宝山寺福祉事業団）に依頼して設置していただいた経緯がある。 両法人には介護保険制度開始前から協力いただいていたところである。市として、今回の閉鎖という判断に至った要因としては、まず、民間事業者による供給体制も新たな通所介護事業所の設置で十分に確保されてきて他の施設への移行も可能である現状があり、そのうえで、幸楽については、単身世帯が増えており、身寄りのない高齢者の問題が増加していること、認知症の高齢者も増えており、成年後見制度や権利擁護制度、重層的支援体制など、地域福祉としてより充足・強化していかないといけない分野がたくさん出てきたため、限られた人材を介護保険事業に限らずそのような分野についても配置していきたいという思いから、デイサービスについては民間事業者に担っていただき、その分今後必要となる事業に力を入れていくことを受託いただいている生駒市社協とも協議したところである。また、寿楽については、施設の老朽化が進んでおり、継続する場合に多額の費用が必要となることから、今回閉鎖とさせていただいたところである。
委員	受託法人の1つとして意見を述べさせていただきたい。 寿楽は、もともとは市の南公民館だったところを改修して設置したものである。施設の老朽化も進み、デイセンターとしての改修のための費用も多額となってきたため、今回、施設の更新は市として考えていないとの意向を伺い、受託者としてやむを得ないと考えているところである。 法人としては高齢者の在宅サービスの拠点であるとの認識・責任のもと、現利用者やスタッフに不安を与えないように、違う受け皿を考え、納得いただいた利用者には次のサービスを提供していきたいと考えている。なお、寿楽のスタッフにも廃止についてはまだ話しておらず、これからしっかり説明していくこととなる。今さら新しい建物を建てる予定はなく、法人が所有している施設を改修してサービスを継続して提供していきたいと法人内部で検討しているところである。その点、市にも配慮等いただければと考えている。なお、事業所の指定は県になるので、法人として県に

委員	提案していきたいと考えている。 受託法人の1つとして意見を述べさせていただきたい。 幸楽の現利用者には円滑に次の施設に移行していただけるように、市とケアマネジャーの3者で対応・調整している。 生駒市社協としては、今回をもって通所サービスからは手を引く予定であり、今後は別のかたちで福祉サービスを提供し、地域福祉の充実を図っていききたいと考えている。
事務局	・グループホームの公募結果について（報告） 施設整備に伴う公募を実施したものの、基準点に満たさず選定されなかった。したがって、少し時期をあけて、令和7年度中に再公募、令和8年度末までの開設を考えているところである。 閉会